

仕様書

1 目的

市立学校園施設において、劣化状況が著しい塀について、児童等の安全を確保するために修繕を行うものです。

2 修繕名

市立南小学校塀修繕等

3 修繕場所

寝屋川市立南小学校敷地内

4 仕様

既設塀等撤去及びメッシュフェンス新設

※ 上記に伴う仮囲い、基礎等の新設・補修、看板・街区表示板・接地極埋設標の一時撤去・再設置、既設塀撤去に伴う側溝補修および切断面のモルタル補修、既設塀撤去および新規フェンス設置に伴う土砂のすき取り、既設電気ポール・配線移設工事（電子錠・監視カメラ用の既設配線流用、仮設配線等による工事中常時通電維持を含む）、残材積込・処分及び道路占有許可申請・道路使用許可申請等書類作成並びに周辺自治会等への周知、交通誘導員の配置を含む。

※ フェンスの延長及び仕様については、別添図面のとおり

【フェンスの参考仕様】

メッシュフェンス：UN フェンス A2000（同等品以上）

※ 別添参考図のとおり

5 工期

契約締結日から令和9年2月26日まで

6 保証

本修繕に係る保証期間は、正式引渡の日から1年とする。

7 正式引渡

正式引渡は、修繕完了後の引渡検査が完了した後とする。

8 雑則

(1) 適用範囲

本仕様書は、修繕の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても本修繕の目的達成のために必要な修繕、又は修繕の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任においてすべて完備しなければならない。

(2) 疑義

本仕様書について修繕施工中に疑義が生じた場合、受注者は発注者と協議しその指示に従うものとする。

(3) 変更

本仕様書については、原則として変更は認められないものとする。ただし、発注者の指示等により変更する場合はこの限りではない。

9 その他

(1) 関係法令を遵守すること。

(2) 受注者は、この契約の全部又は大部分若しくは発注者の指定する部分の修繕を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 撤去及び新設に係る寸法の積算については、現場を十分に確認した上で、見積を行うこと。

(4) 見積に関しては、修繕、道路使用許可申請等書類作成、届出、交通誘導員の配置等の全てを含むものとする。

(5) 既設塀撤去後、フェンス設置までの間、学校への侵入防止および児童や市民の安全確保を図り、学校業務に支障をきたさないようにするため、ガードフェンス等を設置すること。

(6) 本修繕において発生した産業廃棄物については、適正に処理し、修繕完了後に産業廃棄物管理票（マニフェスト（E票））の写しを市に提出すること。

(7) 施工箇所は、別添図面のとおりとす。

(8) 現在、市立南小学校においては、トイレ改修工事（期間：令和8年6月9日～令和9年2月26日）が施工中であるため、修繕に支障をきたさないよう、事前にトイレ改修工事業者と十分な調整を行うこと。